

## 独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員給与規程

平成13年4月1日

13本消技第101号

最終改正 平成31年4月1日

30消技第2794号

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤役員については俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

### (給与の支給定日)

第3条 常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）は、毎月16日（その日が独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程（13本消技第10号）第4条第1項に規定する週休日又は同規程第27条に規定する休日（以下この条において「休日等」という。）にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日等でない日。以下「支給定日」という。）に、法令及び理事長が別に定めるところにより、常勤役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で常勤役員に支給する。

2 非常勤役員の給与の支給については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）」とあるのは「非常勤役員の給与」と、「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と読み替えるものとする。

### (俸給)

第4条 常勤役員の俸給の月額を、次の表に掲げるとおりとする。

号 俸	俸 給 月 額
1	516,000円
2	554,000円
3	574,000円
4	602,000円
5	637,000円

6	672,000円
7	706,000円

- 2 各常勤役員の号俸は、第1号に掲げる常勤役員にあっては同号に掲げる号俸を、第2号及び第3号に掲げる常勤役員にあっては同各号に掲げる号俸の範囲内で、その者の経験や経歴、担当する業務等を個々に判断し、理事長が別に決定する。
- 一 理事長 7号俸  
 二 理事 2号俸以上6号俸以下  
 三 監事 1号俸又は2号俸
- 3 第1項の常勤役員の俸給の月額は、その役員の業績を考慮して定めるものとする。
- 4 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。
- 5 常勤役員が離職（死亡による離職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。
- 6 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月まで俸給を支給する。
- 7 第4項及び第5項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（地域手当）

- 第5条 地域手当は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター組織規程（13本消技第8号）第2条及び第3条第3項に規定するセンターの事務所が所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、当該地域に在勤する常勤役員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、俸給の月額に次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
- 一 東京都小平市に在勤する常勤役員 100分の16  
 二 埼玉県さいたま市に在勤する常勤役員 100分の15
- 3 地域手当の支給方法は、前条第4項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中「俸給」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。
- 4 任命権者の要請に応じ、国の職員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下この条及び第7条において同じ。）から引き続き常勤役員となった者（この者が国の職員等から引き続き常勤役員となった日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）で、当該常勤役員となった日の直後に在勤する地域に係る第2項に定める支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が、当該常勤役員となった日

の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の規定による地域手当の支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第2項の規定にかかわらず、当該常勤役員となった日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給の月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動の前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 前4項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤職員以外の常勤役員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところに

より算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である者 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である者 31,600円

三 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しな

いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （期末特別手当）

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第9条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

ただし、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国の職員等となった場合には期末特別手当を支給しない。

- 2 期末特別手当の支給日は、そのつど理事長が別に定める日とする。
- 3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額、俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、その常勤役員の業績を考慮して必要があると認められるときは、これを増額し、又は減額することができる。

一 6箇月	100分の100
二 5箇月以上6箇月未満	100分の80
三 3箇月以上5箇月未満	100分の60
四 3箇月未満	100分の30

4 国の職員等から引き続き常勤役員となった者の前項の在職期間については、国の職員等として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第9条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、センターの公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 4 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
  - 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当には、日額26,400円の非常勤役員手当を支給する。

- 2 非常勤役員が新たに任命されたとき又は離職したとき並びに死亡したときの非常勤役員手当の支給方法については、第4条第3項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と、「俸給」とあるのは「非常勤役員手当」と、読み替えるものとする。

#### (役員給与規程の特例)

第11条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条第1項の表に定める俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 2 特例期間においては、役員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

- 二 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

- 3 第1項及び第2項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定す

る場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第13条 役員の給与の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則 (13.12.3 本消技第1193号)

(施行期日等)

この規程は、平成13年12月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (14.11.29 本消技第983号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成14年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(期末特別手当に関する平成15年3月31日までの読替)

2 施行日から平成15年3月31日までの間における第7条の適用に当たっては、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と、「100分の155」とあるのは「100分の180」と読み替えて適用するものとする。

(平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた独立行政法人農林水産消費技術センター役員給与規程(以下この項において「役員給与



規程」という。) 第7条第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成14年12月1日(期末特別手当について第7条第1項後段の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び俸給の額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額
- 二 継続在職期間についてこの規程による改正後の役員給与規程の規定による俸給月額(継続在職期間において第2項に掲げる俸給月額を受けていた期間がある役員にあっては、当該期間について理事長が別に定める俸給月額)により算出した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

- 4 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第7条第3項の規定の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則 (15. 6. 30 本消技第389号)

(施行期日)

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則 (15. 10. 31 本消技第1217号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条、第5条、第6条及び第7条の改正部分並びに附則第4項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)

- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

（調整手当に関する経過措置）

4 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の役員給与規程第5条第4項の規定の適用を受けている常勤役員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「なった者（この者が国の職員等から引き続き常勤役員となった日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「なった者」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則(17.12.1 本消技第1256号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期

末特別手当は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(18. 4. 1 本消技第1667号)

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による施行日の前日から引き続き常勤役員である者で、当該常勤役員として受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員には、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される施行日の前日から引き続き常勤役員である者の改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第5条第2項及び第7条第3項に規定する俸給の月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
- 4 この規程による施行日の前日から引き続き非常勤役員である者で、当該非常勤役員として受ける手当月額（以下「旧手当月額」という。）を支給していたものに手当月額を支給しようとする場合において、その額が当該非常勤役員に係る旧手当月額以下であるときは、当該非常勤役員に対する独立行政法人農林水産消費技術センター役員給与規程第10条の規定の適用については、当該非常勤役員が離職するまでの間は、旧手当月額を支給する。

（役員退職手当支給規程における特例）

- 5 独立行政法人農林水産消費技術センター役員退職手当支給規程（平成13年4月1日13本消技第102号）第3条に規定する俸給月額には、第2項に規定する差額に相当

する額を含まないものとする。

(その他)

- 6 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (18. 7. 18 本消技第777号)

(施行期日)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (19. 4. 1 消技第238号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(旧法人から引き続き常勤役員に任命された者の取扱い)

- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成19年法律第8号)附則第3条の規定による独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所(以下「旧法人」という。)の解散に伴い、旧法人の常勤役員を退職し、引き続き施行日に独立行政法人農林水産消費安全技術センターの常勤役員に任命された者の第7条第3項の規定による平成19年6月期における在職期間には、その者の旧法人に常勤役員として在職した期間を通算するものとする。

(平成22年3月31日までの間における役員給与規程の適用に関する特例)

- 3 平成22年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第5条第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲内で理事長が別に定める割合」とする。

(その他)

- 4 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (21. 5. 29 消技第733号)

(施行期日)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 (21. 12. 1 消技第2773号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員となった者（同年4月1日に常勤役員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、常勤役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。
- 二 平成21年6月1日において常勤役員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (22. 4. 1 21消技第3825号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (22.12. 1 22消技第2715号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末

特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤役員となった者（平成22年4月1日に常勤役員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、常勤役員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。
- 二 平成22年6月1日において常勤役員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（23. 4. 1 22消技第3848号）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（24. 4. 1 23消技第3816号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第7条第3項及び第4項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末特別手当は支給しない。
  - 一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に常勤役員となった者）にあっては、常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月ま

での月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

- 二 平成23年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則（26.12.1 26消技第2552号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（27.4.1 26消技第3617号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員に該当するものには、俸給月額のほか、当該各号に定める額を俸給として支給する。
  - 一 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の役職に在勤する常勤役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
  - 二 切替日以降に新たに任命されることとなった常勤役員について、任用の事情等を考慮して前号の規定による俸給を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、理事長が定めるところにより、前号の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する独立行政法人役員給与規程（消

技第3617号。以下「役員給与規程」という。)第7条第3項の規定の適用については、同項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と改正後の役員給与規程附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(非常勤役員手当に関する経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の役職に在勤する非常勤役員で、その者の受ける月額が同日において受けていた月額に達しないこととなるものには、月額のほかその差額に相当する額を俸給として支給する。

(その他)

- 5 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (27.12.22 27消技第2678号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、改正後の役員給与規定第7条第3項の改正部分については、平成27年12月1日より適用する。

(その他)

- 3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (28.3.17 27消技第3611号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (28.12.1 28消技第2393号)

(施行期日)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (29.1.1 28消技第2587号)

(施行期日)



この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (29.12.1 29消技第2217号)

(施行期日)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (30.4.1 29消技第2973号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (30.12.1 30消技第1998号)

(施行期日)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (31.4.1 30消技第2794号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。